

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

IV 社会保障

1 社会保障政策転換の第一歩

八三年版「厚生白書」

八三年一〇月四日、閣議に報告され、発表された八三年版「厚生白書」——新しい時代の潮流と社会保障——は、臨調行革路線にもとづいて、「わが国の社会保障は、日本社会の特性に根ざした国民福祉の追求を心がけるべきであり、わが国独自の福祉社会の実現に努めなければならない。すなわち、自立自助・社会連帯の精神、家庭基盤に根ざす福祉、民間活力の活用、効率的で公平な制度を基本とし、将来にわたりゆるぎない活力あふれる福祉社会の建設をめざす必要がある」とのべ、その財源については、「社会保障給付はいずれにしろ租税か社会保険料か、受益者負担で賄われるものであり、それをいかに組み合わせて選択するかである。国民が将来の負担を適度な水準にとどめることを選択するとすれば、給付の効率化、合理化を進める一方で適正な受益者負担を導入する以外にないであろう。わが国の経済社会の現状はこうした選択を可能にする豊かな社会となっている」という考え方を示している。そして、今後の社会保障制度見直しにあたっては、(1)社会保障制度の役割を明確にし、(2)給付と負担の両面にわたって、同一の世代はもとより世代間、各制度間においても公平を保つ視点から医療保険制度、年金制度、社会福祉の改革に取り組むという姿勢を明らかにしている。医療保険制度および年金制度については、後述する法改正案にそれが具体化されている。社会福祉については、在宅福祉を重点に地域社会を基盤とする施策体系の確立をすすめるとともに、医療と福祉相互間の有機的連携にも配慮した総合的な展開を図る、とのべている。

厚生省試案の「今後の医療政策の基本的方向」

社会保険審議会および社会保障制度審議会の答申や国会審議の場で、政府の医療政策のビジョンが欠落しているのではまともな審議ができない、中長期ビジョンを早急に提出せよという意見が強かったことから、厚生省は八四年四月二七日、「今後の医療政策の基本的方向(厚生省試案)——二一世紀をめざして——」を提示、国会でも説明をおこなった。

この厚生省の医療政策ビジョンは、(1)国民健康づくり対策の推進、(2)医療供給体制の整備等、(3)医療保険制度の改革、(4)先端科学技術の研究開発の促進等の四項目からなっているが、(3)の医療保険制度の改革のなかで、今後のスケジュールをつぎのとおり示している。

(1)給付と負担の見直し

給付については、(1)昭和六〇年代後半に、医療保険の給付率を八割程度で統一する、(2)その第一段階として、被用者保険本人について一九八四年度から九割給付とし、八六年度から八割給付とする、(3)また、八四年度から退職者医療制度を創設し、国民健康保険加入の退職者およびその家族の給付を現行の七割から八割(家族は外来に

については七割)に改善する。

負担については、(1)老人保健制度の創設(八三年二月)により、老人の医療費負担について、医療保険制度間の負担の公平化を図ったところであるが、退職者の医療費については、八四年度に退職者医療制度を創設し、その負担の公平を図ることとする。(2)さらに給付の統一の措置と併せ、全医療保険制度を通ずる負担の公平化を図るため、昭和六〇年代後半に、被用者保険制度間、あるいは全医療保険制度の財源の調整措置等について制度化を図る。さらに高額療養費支給制度については、社会保険事務全体の動向を考慮しつつ、八五年度以降、家計の医療費負担能力により適切に対応する仕組みに改善する。

(2) 診療報酬体系の改善

(1) 疾病構造の変化等に対応し、医療における指導管理面の重視等によりプライマリー・ケアおよび在宅医療の促進を図る。

(2) 技術料重視の診療報酬体系を確立することとし、各診療科固有の専門技術等の適正な評価を行う。

(3) 薬づけ、検査づけ等不適切な医療は排除する。

(4) 医療機関の安定した経営基盤の確立を図る。

薬価基準については、市場実勢価格を極力反映したものとなるよう、その適正化に努める。また、今後の新薬の開発、新技術の導入等の状況に応じ、薬価基準のあり方について検討する。

(3) 指導監査体制の充実等(略)

自民党は八四年八月一〇日、日本医師会など医療団体代表との間で、今後の医療政策について七項目からなる覚書を取り交わしているが、そのなかで中長期ビジョンにある医療保険の給付率を八割程度に統一する時期、制度間の財政調整をおこなう時期を、「昭和六〇年代後半」より早め、五年後(八九年)にすることを申し合わせている。

臨時行政改革推進審議会の意見書と経団連の提言

八五年度予算編成をめざし、臨時行政改革推進審議会は、八四年七月二五日、首相にたいして「当面の行政改革推進方策に関する意見」を提出したが、この意見書は行財政改革、地方行政推進の二つの小委員会の報告書をまとめたものである。行財政改革小委員会の七月一六日の報告書では、社会保障に関してつぎの諸点を指摘している。

(1) 児童手当制度は、現在、中央児童福祉審議会で検討されているが、臨調答申の趣旨に沿った抜本の見直しをおこない、一九八五年度に措置すること。

(2) 生活保護の不正受給防止対策をいっそう徹底すること。

(3) 社会福祉施策における受益者負担の適正化をすすめること。

(4) 乱診乱療の防止など医療費適正化対策をいっそう推進すること

(5) 共済年金制度および恩給制度について、年金制度の改革との関連において見直しを推進すること。

臨時行政改革推進審議会の意見書提出に先立って、経団連も八四年六月一二日、「今後の財政構造改革と八五年度予算編成のあり方について」提言をまとめ、首相、蔵相、自民党四役に申し入れをおこなっている。そのなかで社会保障に関しては、

(1) わが国の社会保障制度が国際的水準に達していること。

(2) 低成長経済の今日、給付水準は負担能力に応じたものであるべきこと。

(3) “福祉病”を排し、自助努力による活力ある経済社会の建設が必要とされること。

(4) 高齢化にともなうコスト負担の増大が不可避であることから、現行制度の根本からの改革が必要で

あること。
を強調し、個別政策について具体的な提言をおこなっている。

以上紹介した八三年版「厚生白書」、厚年省の「今後の医療政策の基本的方向」、臨時行政改革推進審議会の意見書、経団連の提言は、いずれも第二臨調の最終答申に沿い、これを具体化したものであり、考え方においてつぎの諸点が共通している。

まず第一に、高齢化社会の到来によって社会保障費やコスト増は避けられない。しかし、その費用は税金か、社会保険料で負担するかを選択であり、適正な負担にとどめるためには、給付の切り下げと受益者負担を拡大するほかない。わが国の社会保障制度は国際的にも一定の水準に到達しており、ここでハドメをかけないと「先進国病」におちいる。受益者負担については、わが国の経済力からして国民は十分これに応える能力をもっている。

第二は、社会保障の役割分担を明確にし、すべてを社会保障に依存するのではなく、自立自助、家族の扶養、社会連帯によって、わが国独自の福祉社会を実現することを国民にいつそう徹底させること。そうすることによって、国庫負担を大幅に削減し、地方自治体に費用の負担を押しつける一方で、事業主負担の軽減をはかろうとしている。

第三は、社会的公平、格差の是正を理由に、給付水準や内容の低位平準化、保険料や受益者負担の引き上げ、給付制限や廃止、制度間の財政調整の強化を図ろうとしている。

第四は、効率化、民間活力の活用を理由に、福祉の商品化、民間への移管、民間委託を推進しようとしている。効率化は制度の適用や適用範囲をきびしくすることであり、受益者負担、自立自助、家族の扶養をうながし、一方で商品化された福祉サービスに依存せざるをえないようにしむけている。

第五は、地域福祉の重視を強調することによって、福祉行政サービスを地方自治体の責任と負担に押しつけ、費用負担面では地域住民に負担をしわよせしている。また、安上がりの福祉としてボランティアを利用しようとしている。

この一年の経過をみても、老人保健法の制定・実施、健康保険法等の改革にみられる退職者医療制度の創設、国民健康保険にたいする国庫補助率の引き下げ、あるいは年金改革案にみられる基礎年金の導入でも、これによって国庫負担は大幅に削減されている。健保の本人二割負担などはかつてなかった考え方であり、この一例をみても、わが国の社会保障制度は、厚生白書も指摘しているように「社会保障の転換期」の第一歩を大きく踏み出したといえる。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
